	⒀　高速光専用線回線数 ＝単位料金区域別高速専用線実績回線数 ×（県別高速光専用線実績回線数÷（県別高速メタル専用線実績回線数＋県別高速光専用線実績回線数）） ÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率 2　き線点～収容局間伝送路経路の選択 収容局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は、次の基準により決定する。 ⑴　局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。 ⑵　局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。 ⑶　±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。 ⑷　局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように敷設する伝送路を設置する。 ⑸　伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。 ⑹　調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。 3　設備構成選択 き線点～収容局間伝送路ごとに、次の組合せの中から設備管理運営費（減価償却費及び施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなるものを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により選択不可能なものを除く。 ⑴　架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。 ⑵　架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 ⑶　地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。 ⑷　地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。 4　設備量の算定 ⑴　き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。 ア　メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの イ　低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの ウ　高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したもの ⑵　収容局ごとに、当該局に収容されるき線点ごとに⑴で算定したき線点遠隔収容装置ユニット数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置ユニット数とし、当該き線点ごとのき線点遠隔収容装置収容回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。 5　投資額の算定 次の算定式⑴及び⑵により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。 ⑴　局ごとき線点遠隔収容装置投資額 ＝（き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価 ＋専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価）×き線点遠隔収容装置収容回線数 ÷（き線点遠隔収容装置収容回線数＋専用線遠隔収容装置収容回線数） ⑵　局ごとき線点遠隔収容装置投資額 ＝き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価
総合デジタル通信局内回線終端装置	1　設備量の算定 ⑴　総合デジタル通信回線収容交換機の設備量の算定において求めた総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数を局ごとの総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。 ⑵　収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。